

群馬県立新田暁高等学校 部活動方針

1 部活動の意義

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る。

2 本校部活動の目標

- ①部活動をとおして、礼儀、挨拶等社会性を身につけ、人間力の向上を目指す。
- ②主体的で活発な活動を促し、学校全体の活性化を図る。

3 設置する部活動

運動部 15、文化部 9、計 24 部を設置する。また、同好会として 1 団体および特別同好会 1 団体を設置する。

【運動部】

硬式野球部、サッカー部、バドミントン部男子、バドミントン部女子、バスケットボール部男子、(バスケットボール部女子：部員なし)、バレーボール部女子、ソフトテニス部、(テニス部：部員なし)、陸上競技部、卓球部、弓道部、剣道部、(柔道部：部員なし)、ソフトボール部

【文化部】

科学部、吹奏楽部、演劇部、美術文芸部、食物部、(コンピュータ部：部員なし)、軽音楽部、インターアクトクラブ、食品科学研究部

【同好会】

茶華道同好会

【特別同好会】

アーチェリー同好会 (該当生徒在学中のみ設置)

※令和 5 年度～文芸部と美術部が統合→令和 6 年度より「美術文芸部」とする

4 指導方針

(1) 活動日及び活動時間について

①週当たりの休養日の設定

- ・週 1 日以上以上の休養日を設定する。(詳細は各部活動ごとの活動計画による)
- ・大会参加等により、やむを得ず休養日を確保できない場合は、代替休養日を確保する。

②長期休業中の休養日の設定

- ・学期中の休養日の設定に準ずる。
- ・生徒の体調を把握し、疲労が蓄積しないよう配慮するとともに、ある程度長期の休養期間も検討する。(詳細は各部ごとの活動計画による)

③活動時間

- ・原則として、長くとも3時間程度とする。
- ・合宿や練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮し、休憩時間を適切に設定し、無理のない活動となるよう配慮する。

④朝練習

- ・放課後の練習時間が十分に取れる日は、原則として行わない。

⑤その他

- ・定期考査前には、学習時間が確保できるように十分配慮する。原則として考査前1週間から考査終了までは活動を中止する。

(2) 安全対策について

- ①事故等の未然防止に努め、日頃から環境整備・安全点検を心掛ける。
- ②指導に当たっては、活動前後に生徒の健康状態を把握するよう努める。
※AED設置場所 体育館入り口（左側の壁） 職員玄関入り口（左側の壁）

(3) 経費について

- ①活動に当たる経費を生徒会費から補助する。
- ②各部において部費を徴収する場合は、必要最低限の額とし、金額については保護者の理解を得た上で決定する
- ③帳簿を作成し、年度末に会計報告をする。監査は教頭及び保護者代表が行う。

5 その他

(1) 外部指導者について

- ①専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のため、校長の了解の下、スポーツエキスパート活用事業（外部指導者活用事業）等を活用する。
- ②部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせて活用する。

(2) 活動計画・実績簿の提出について

- ①月ごとの活動計画を作成する。
- ②1ヶ月の活動が終了後、実績簿を管理職に提出するとともに、活動内容を振り返る。
(提出期限：月末まで)

(3) 部活動検討委員会について

- ①原則として学期に1回開催するものとする。(構成委員は、校務運営委員会の委員とする)
- ②委員会では、各部の取組状況や課題を確認し、改善策を協議する。
- ③学校評議員会において、本校部活動の取組状況を報告し、指導助言等を受ける。

*令和7年4月：一部変更